

政令第 号

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（案）

内閣は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（顧客に準ずる者）

第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六

十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、「確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものを除く。」とする。

（金融等業務）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務

二 農業協同組合 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号。以下「農協法」という。）第十条第一項第二号の事業（当該農業協同組合が同項第三号の事業を併せ行う場合に限る。）、「同項第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十号の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項から第九項までの事業に係る業務

三 農業協同組合連合会 農協法第十条第一項第二号の事業（当該農業協同組合連合会が同項第三号の事

業を併せ行う場合に限る。）、同項第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十号の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項から第九項までの事業に係る業務

四 漁業協同組合 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「水協法」という。）第十一条第一項第三号の事業（当該漁業協同組合が同項第四号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十一号の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までの事業に係る業務

五 漁業協同組合連合会 水協法第八十七条第一項第三号の事業（当該漁業協同組合連合会が同項第四号の事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第四項から第六項までの事業に係る業務

六 水産加工業協同組合 水協法第九十三条第一項第一号の事業（当該水産加工業協同組合が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第六号の二の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第二項から第四項までの事業

に係る業務

- 七 水産加工業協同組合連合会 水協法第九十七条第一項第一号の事業（当該水産加工業協同組合連合会が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までの事業に係る業務
- 八 法第二条第二十号に掲げる金融機関等（以下「証券金融会社」という。） 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百五十六条の六第一項に掲げる業務及び同条第三項に基づく承認を受けた業務
- 九 法第二条第二十五号に掲げる金融機関等（以下「担当証券業者」という。） 担当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第一項に規定する担当証券業
- 十 法第二条第二十六号に掲げる金融機関等（以下「商品投資販売業者」という。） 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資販売業
- 十一 法第二条第二十七号に掲げる金融機関等（以下「小口債権販売業者」という。） 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第七項に規定する小口債権販売業（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者が同法第二条第六項第二号

に規定する特定債権等組合契約の締結を行う営業を含む。）

十二 法第二条第二十八号に掲げる金融機関等（以下「不動産特定共同事業者」という。） 不動産特定

共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業

十三 法第二条第二十九号に掲げる金融機関等（以下「貸金業者」という。） 貸金業の規制等に関する

法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業

十四 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等（以下「住宅金融会社」という。） 貸金業の規制等に関

する法律第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十五 法第二条第三十二号に掲げる金融機関等（以下「商品取引員」という。） 商品取引所法（昭和二

十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託を受け、又はその委

託の取次ぎを引き受けることに関する業務

十六 法第二条第三十三号に掲げる金融機関等（以下「金融先物取引業者」という。） 金融先物取引法

（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引業

十七 法第二条第三十五号に掲げる金融機関等（以下「参加者」という。） 株券等の保管及び振替に関

する法律（昭和五十九年法律第三十号）第六条第二項に規定する預託に係る業務

十八 法第二条第三十七号に掲げる金融機関等（以下「両替業者」という。） 同号に規定する両替業務

（預貯金契約の締結等の取引）

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等」という。）又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受（以下「犯罪による収益の隠匿及び收受」という。）に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十六号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一 預金又は貯金の受入れを内容とする契約（郵便貯金に係るものを除く。）の締結

二 定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）

の受入れを内容とする契約（郵便貯金に係るものを除く。）の締結

- 三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三及び第七号の四に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）又は特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する小口債権（以下「小口債権」という。）であるもの並びに担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始
- 四 信託の受益者の指定又は変更（証券取引法第二条第八項第一号に規定する行為に係るものを除く。）
- 五 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約（以下「保険契約」という。）の締結
- 六 農協法第十条第一項第十号、水協法第十一条第一項第十一号、水協法第九十三条第一項第六号の二又は水協法第百条の二第一号に規定する共済に係る契約（以下「共済に係る契約」という。）の締結
- 七 保険契約又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払いが行われるものに限る。以

下同じ。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払い（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

八 保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更

九 証券取引法第二条第八項一号から第四号までに掲げる行為又は同項第五号若しくは同項第六号に掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

十 有価証券の貸借（証券取引法第一百五十六条の三第一項に規定する業務に係るものを除く。）又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

十一 証券取引法第二条第一項第七号に掲げる有価証券の募集（同条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）若しくは私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）又は同条第一項第七号の二に掲げる有価証券の募集若しくは私募の取扱いにより顧客等に当該有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

十二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金の受入れを内容とする契約の締結

十三 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介

十四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介

十五 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介

十六 小口債権の販売を内容とする契約の締結若しくはその代理若しくは媒介又は特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第六項第二号に規定する特定債権等組合契約の締結若しくはその代理若しくは媒介

十七 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもって出資の目的とし、かつ契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として主務省令で定めるものを内容とするものに限る。）の締

結又はその代理若しくは媒介

十八 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結

十九 商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること

二十 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること

二十一 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいう。以下同じ。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。以下同じ。）、旅行小切手又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引であつて、取引の金額が二百万円を超えるもの（持参人払式小切手及び自己宛小切手にあつては、小切手法第

- 三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。)
- 二十二 貸金庫の貸与の開始
- 二十三 株券等の保管及び振替に関する法律第六条第一項の規定による株券等の保管及び振替を行うための口座の開設
- 二十四 株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第一項の規定による口座の開設
- 二十五 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第十二条第一項の規定による短期社債等の振替を行うための口座の開設
- 二十六 保護預りの開始(第二十四号に掲げるものを除く。)
- 二十七 本人確認(法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。)
を行った際に顧客等(法第三条第一項に規定する顧客等をいう。以下同じ。)
又は代表者等(法第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)
が本人特定事項(法第三条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。)
を偽っていた疑いがある場合における当該顧客等又は代表者等との取引
- 二十八 取引の相手方が取引の名義人になりすまして疑いがある場合における当該取引

2 前項に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等との取引であつて、当該金融機関等（第三号から第六号までに規定する他の金融機関等又は郵政官署を含む。）が主務省令で定める方法により顧客等について既に本人確認等（本人確認及び外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び同法第二十二條の二第一項の規定による本人確認をいう。以下この項において同じ。）を行っていることを確認した取引をいう。

一 当該金融機関等が顧客等について既に本人確認等を行つており、かつ、当該本人確認等について本人確認記録（法第四条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存している場合

二 当該金融機関等が法第三条第三項に規定する政令で定めるもの（第四条第三号に規定するものを除く。以下この項において同じ。）と既に取引を行ったことがあり、その際に法第三条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認等を行つており、かつ、当該本人確認等について本人確認記録を保存している場合

三 当該金融機関等が他の金融機関等又は郵政官署に委託して前項に規定する取引を行う場合において、当該他の金融機関等又は郵政官署が顧客等について既に本人確認等を行つており、かつ、当該本人確認

等について本人確認記録を保存している場合

四 当該金融機関等が他の金融機関等又は郵政官署に委託して前項に規定する取引を行う場合において、当該他の金融機関等又は郵政官署が法第三条第三項に規定する政令で定めるものと既に取引を行ったことがあり、その際に同項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認等を行っており、かつ、当該本人確認等について本人確認記録を保存している場合

五 当該金融機関等が合併、営業譲渡その他これらに準ずるものにより他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該他の金融機関等が顧客等について既に本人確認等を行っており、かつ、当該金融機関等に対して、当該本人確認等について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該金融機関等が当該本人確認記録を保存している場合

六 当該金融機関等が合併、営業譲渡その他これらに準ずるものにより他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該他の金融機関等が法第三条第三項に規定する政令で定めるものと既に取引を行ったことがあり、その際に同項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認等を行っており、かつ、当該金融機関等に対して、当該本人確認等について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該金融

機関等が当該本人確認記録を保存している場合

3 金融機関等が第一項第三号又は第四号に掲げる取引を行う場合において、信託の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託の受益者の信託の利益を受ける権利に停止条件若しくは期限が付されているときは、金融機関等が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に、当該受益者について同号に掲げる信託の受益者の指定がなされたものとみなして同号の規定を適用する。

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第四条 法第三条第三項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 人格のない社団又は財団
- 四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二二号）第二条第一項に規定する独立行政法人

五 特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）第二条に規定する特殊法人等
六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機
関

七 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者

八 証券取引法第六十三条第一項に規定する上場会社等

九 前各号に準ずる者として主務省令で定めるもの

（少額の取引その他の政令で定める取引）

第五条 法第五条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 資金の移動を伴わない取引

二 一万円以下の資金の移動に係る取引

三 二百万円以下の本邦通貨間の両替

四 二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取

五 前各号に掲げるもののほか、資金の移動を把握するために取引記録（法第五条第一項に規定する取引記録をいう。）を作成する必要がない取引として主務省令で定める取引

（郵便貯金等業務等）

第六条 法第七条に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 郵便貯金、郵便為替及び郵便振替の業務

二 簡易生命保険の業務

三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券（以下「国債等」という。）の募集の取扱い並びに証券の保護預りに関する業務

四 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取に関する業務

2 法第七条に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は犯罪による収益の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第七号までに掲げる取引にあっては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

- 一 郵便貯金の受入れ又は郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第七条の規定による口座の開設を内容とする契約の締結
- 二 簡易生命保険契約の締結
- 三 簡易生命保険契約に基づく年金、満期保険金又は還付金の支払い（勤労者財産形成貯蓄契約等に基づくものを除く。）
- 四 簡易生命保険契約の契約者の変更
- 五 国債等の売買又は郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）第三条第一項第一号に掲げる行為により国債等を取得させる行為
- 六 現金、持参人払式小切手、自己宛小切手、旅行小切手又は無記名の国債等の本券若しくは利札の受払いをする取引であつて、取引の金額が二百万円を超えるもの（持参人払式小切手及び自己宛小切手にあつては、小切手法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）
- 七 保護預りの開始
- 八 本人確認を行った際に顧客等又は代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある場合における当該

顧客等又は代表者等との取引

九 取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合における当該取引

3 第三条第二項の規定は、前項ただし書に規定する本人確認済みの顧客等との取引について準用する。

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 法第十四条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち

法第八条、第九条第一項及び第十条に定めるもの(法第十四条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。)で、銀行、信用金庫、信用協同組合及び抵当証券業者(以下この条において「銀行等」という。)に対するものは、その本店(主たる外国銀行支店)銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。)を含む。)又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 長官権限のうち法第八条及び第九条第一項に定めるもの(法第十四条第二項に規定する行為に係る事項

に関するものを除く。以下「長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所又は営業所その他の施設（代理店の営業所又はその他の施設及び従たる外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において「支店等」という。）に対するものは、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 前項の規定により、銀行等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第八条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、労働金庫及び労働金庫連合会に対する法第八条及び第九条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 金融庁長官は、前項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を金融庁長官に通知するものとする。

4 労働金庫に対する長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

5 労働金庫に対する長官検査等権限又は法第八条及び第九条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫（以下この条において「都道府県労働金庫」という。）に関するもの限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、金融庁長官及び厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第八条の規定により都道府県労働金庫から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第九条第一項の規定により都道府県労働金庫の検査を行つ

た場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

（農業協同組合等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第九条 金融庁長官及び農林水産大臣は、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この条において「農業協同組合等」という。）並びに漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会（以下この条において「漁業協同組合等」という。）に対する法第八条及び第九条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 農業協同組合等又は漁業協同組合等に対する長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3 農業協同組合等に対する法第八条及び第九条第一項に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に

関するものに限る。）は、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 農業協同組合等又は漁業協同組合等に対する長官等検査権限又は法第八条及び第九条第一項に定める農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会（以下この条において「都道府県連合会」という。）に関するもの限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、金融庁長官及び農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第八条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第八条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使)

第十条 金融庁長官及び農林水産大臣は、農林中央金庫に対する法第八条及び第九条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

(保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十一条 長官権限のうち保険会社、法第二条第十七号及び第二十号に掲げる金融機関等(以下この条において「保険会社等」という。)に対する長官検査等権限は、その本店、主たる事務所、保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗(以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設に対するものについて準用する。

(証券会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十二条 長官権限のうち法第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）

（）に委任された権限は、証券会社、法第二条第十九号に掲げる金融機関等、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者をいう。）及び金融先物取引業者（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる営業所、事務所若しくは主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）を含む。（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限で証券会社等の本店等以外の支店その他の営業所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 前項の規定により証券会社等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等

の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」とする。

5 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

(商品投資販売業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十三条 金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、商品投資販売業者に対する法第八条及び第九条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限)を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 商品投資販売業者に対する長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただ

し、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で商品投資販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に対するものについて準用する。

4 商品投資販売業者に対する法第八条、第九条第一項及び第十条に定める農林水産大臣の権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 商品投資販売業者に対する法第八条、第九条第一項及び第十条に定める経済産業大臣の権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 商品投資販売業者に対する法第八条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は法第九条第一項の規定による質問若しくは立入検査（以下この条において「検査等」という。）で商品投資販売業者の従たる営業所に関するものについては、第四項に規定する地方農政局長又は前項に規定する経済産業局長のほか、それぞれ、当該従たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

7 前項の規定により、商品投資販売業者の従たる営業所に対して検査等を行った地方農政局長又は経済産業局長は、それぞれ、当該商品投資販売業者の当該従たる営業所以外の営業所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、検査等を行うことができる。

(小口債権販売業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十四条 金融庁長官及び経済産業大臣は、小口債権販売業者に対する法第八条及び第九条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 小口債権販売業者に対する長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で小口債権販売業者の主たる営業所以外の営業所(以下この条において「従たる営業所」という。)に対するものについて準用する。

4 小口債権販売業者に対する法第八条、第九条第一項及び第十条に定める経済産業大臣の権限は、小口債

権販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 小口債権販売業者に対する法第八条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は法第九条第一項の規定による質問若しくは立入検査（以下この条において「検査等」という。）で小口債権販売業者の従たる営業所に関するものについては、前項に規定する経済産業局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長も行つことができる。

6 前項の規定により、小口債権販売業者の従たる営業所に対して検査等を行つた経済産業局長は、当該小口債権販売業者の当該従たる営業所以外の営業所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、検査等を行うことができる。

（不動産特定共同事業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十五条 不動産特定共同事業者に対する長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。

3 不動産特定共同事業者に対する長官検査等権限及び法第八条及び第九条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた不動産特定共同事業者に関するもの限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十六条 貸金業者に対する長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。

3 貸金業者に対する長官検査等権限に属する事務は、貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十七条 商品取引員に対する法第八条、第九条第一項及び第十条に定める行政庁の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行使させるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 農林水産省関係商品市場(商品取引所法第四百八条第一項第一号に規定する農林水産省関係商品市場をいう。以下この条において同じ。)のみを開設する取引所(同法第二条第一項に規定する商品取引所をいう。以下この条において同じ。)が開設する当該商品市場に係る商品取引員に関する農林水産大臣の権限 当該取引所の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

二 経済産業省関係商品市場(商品取引所法第四百八条第一項第二号に規定する経済産業省関係商品市場をいう。以下この条において同じ。)のみを開設する取引所が開設する当該商品市場に係る商品取引

員に関する経済産業大臣の権限 当該取引所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

三 取引所であつて前二号に規定するもの以外のものが開設する農林水産省関係商品市場に係る商品取引

員に関する農林水産大臣の権限 当該取引所の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四 前号に規定する取引所が開設する経済産業省関係商品市場に係る商品取引員に関する経済産業大臣の
権限 当該取引所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

五 第三号に規定する取引所が開設する商品市場（商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場をいう
。）であつて前二号に規定するもの以外のものに係る商品取引員に関する農林水産大臣及び経済産業大

臣の権限 当該取引所の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長

（両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十八条 両替業者に対する法第九条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、両替業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下「

支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 前項の規定により、両替業者の支店等に対して立入検査及び質問を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該両替業者の本店若しくは主たる事務所又は他の支店等（当該立入検査及び質問を行った支店等以外の支店等をいう。）に対して立入検査及び質問の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該他の支店等に対し、立入検査及び質問を行うことができる。

4 両替業者に対する法第八条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関して財務局長又は福岡財務支局長に委任された立入検査及び質問の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長又は福岡財務支局長も行使することができる。

5 前各項の規定は、第一項、第二項及び前項に規定する財務大臣の権限のうち財務大臣の指定するものについては、適用しない。

6 財務大臣は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更した

ときも、同様とする。

(法定受託事務等)

第十九条 第八条第五項及び第六項、第九条第四項及び第五項、第十五条第三項並びに第十六条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 都道府県知事が前項に規定する事務を行うこととする場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 金融機関等が、法の施行前に、法第三条第一項の規定に準じ顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、当該確認に関する記録を作成してこれを保存している場合には、施行前本人確認済み取引

(当該確認を本人確認と、当該記録を本人確認記録とみなして第三条第二項の規定を適用するときにおける同項に規定する本人確認済みの顧客等との取引に該当する取引をいう。)は、第三条第二項に規定する本人確認済みの顧客等との取引とみなす。

2 前項の規定は、郵政官署について準用する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令(平成十四年政令第号)	第八条第五項及び第六項、第九条第四項及び第五項、第十五条第三項並びに第十六条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

(金融庁組織令の一部改正)

第四条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「並びに金融先物取引法」を「金融先物取引法」に改め、「第九十条第一項」の下に

「並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第九条第一項」を加える。

第二十七条第一号中「及び金融先物取引法に」を「、金融先物取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に」に、「及び金融先物取引法第九十二条第二項」を「、金融先物取引法第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第十四条第四項」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第五条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第二条第三十七号に規定する両替業務を行う者に関する事。

第五十八条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第二条第三十七号に規定する両替業務を行う者に関する事。